（認定に関する手数料の納付）

第四十五条　法第三十三条の三十二に規定する手数料については、国に納付する場合にあつては第三十七条の申請書に、当該申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、認定機関に納付する場合にあつては法第三十三条の二十七第五項の認定関係事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　（略）

（法第三十三条の三十三において準用する法第二十七条第二項の証明書の様式）

第四十六条　法第三十三条の三十三において準用する法第二十七条第二項の証明書の様式は、様式第五のとおりとする。

様式第１（第10条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑹　略

⑺　第33条第１項（同条第２項及び第33条の５において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第33条の14第１項若しくは第２項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第１項若しくは第33条の14第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

⑻～⑿　略

様式第２（第22条関係）

（表）

第　　号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の14第３項の規定による身分証明書

写　真

官職及び氏名
生年月日

年　　月　　日発行

大　　臣　　印

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜粋

第33条の14　環境大臣及び特別国際種関係大臣は、この節及び次節の規定の施行に必要な限度において、特別国際種事業者に対し、その特別国際種事業に関し報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、その特別国際種事業を行うための施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　（略）

3　第１項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑹　略

⑺　第33条第１項（同条第2項及び第33条の５において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）若しくは第33条の14第1項若しくは第2項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第１項若しくは第33条の14第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは物件を提出せず、若しくは虚偽の物件を提出し、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出した者

⑻～⑿　略

備考　この身分証明書の用紙の大きさは、日本工業規格Ａ６とする。

（認定に関する手数料の納付）

第十七条　法第三十三条の十四に規定する手数料については、国に納付する場合にあつては第十条の申請書に、当該申請に係る手数料の額に相当する額の収入印紙をはることにより、認定機関に納付する場合にあつては法第三十三条の九第四項の認定関係事務の実施に関する規程で定めるところにより納付しなければならない。

2　（略）

（法第三十三条の十五において準用する第二十七条第二項の証明書の様式）

第十八条　法第三十三条の十五において準用する第二十七条第二項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。

様式第１（第４条関係）

（裏）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律抜すい

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

⑴～⑹　略

⑺　第33条第１項（同条第２項及び第33条の５において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第33条第１項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

⑻～⑾　略

（新規）